

岡山市立保育園・認定こども園・幼稚園における
医療的ケア児の受入れ等に関する
ガイドライン

令和4年 10 月

岡山市

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下、「医療的ケア児」という。）が増加し、医療的ケア児やその家族を取り巻く状況も多種多様化してきました。こうした中、保育ニーズへの対応を含め医療的ケア児とその家庭の状況に配慮した適切な支援については、社会全体として取り組むべき重要な課題となっております。

令和3年9月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」とする。）」が施行され、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない」との基本理念のもと、医療的ケア児支援に関する保育所等の設置者の責務が明記されました。

このたび、岡山市では医療的ケア児支援法における地方公共団体や保育所の設置者等の責務を踏まえ、医療的ケア児の安全・安心な保育所等の利用を推進すべく、市立保育園・認定こども園・幼稚園（以下、「保育所等」という。）における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインは、安全・安心な利用を最優先とした上で、医療的ケア児が関係機関の適切な連携のもと、円滑な保育所等の利用を図ることを目的として策定したものであり、保育所等の利用にあたって、事前相談から入園までの流れや必要な書類、関係機関との連携、緊急時の対応等について、基本的な考え方や留意事項等を示したものです。

保育所等は、医療的ケア児を含むすべての子ども一人ひとりの状況に応じた保育を提供する必要があります。医療的ケア児及びその家族の意思を最大限尊重し、個々の状況やニーズに応じた適切な支援を行うために、本ガイドラインを活用し、安全・安心な受入れの実現に向け、保育所等とともに対応してまいります。

令和4年10月
幼保運営課

目 次

第1 基本的事項

- 1 医療的ケアの内容・実施者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 受入の要件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 3 受入れ体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

第2 相談から入園までの流れ

- 1 基本的な手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 2 事前相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 3 保育園・認定こども園（保育利用）の利用申込みから内定までの流れ・・ 4 ページ
- 4 幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用申込みから内定までの流れ・・ 4 ページ
- 5 内定から入園までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ

第3 入園後の医療的ケアの継続等について

- 1 入園後の医療的ケアについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 2 入園後における医療的ケアの内容変更・・・・・・・・・・ 6 ページ

第4 安全な受入れ体制について

- 1 医療的ケア児の保育に係る保育所等の役割・・・・・・・・ 7 ページ
- 2 実施環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- 3 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- 4 職員の研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
- 5 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

第5 保護者の了承事項

- 1 医療的ケアの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 2 体調管理及び保育・教育の利用中止等・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 3 緊急時及び災害時の対応等・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 4 情報の共有等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- 5 慣らし期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ

第6 各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ

第1 基本的事項

1 医療的ケアの内容・実施者

(1) 医療的ケアの内容

- ① 経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）
- ② 血糖値測定・インスリン注射
- ③ 導尿
- ④ 在宅酸素療法
- ⑤ 喀痰吸引
- ⑥ その他

上記の項目の内、医療的ケア児の病状等を踏まえ、保育所等において可能な内容を実施します。

(2) 医療的ケアの実施者

- ・医療的ケアは看護師が主治医の指示を受け行います。
- ・短時間の医療的ケアの場合は、市が委託した訪問看護ステーションからの巡回支援とし、頻回な医療的ケアが必要な場合は、看護支援員を配置します。
(医療的ケアを行う看護師は、在園児の健康管理を担当している看護師とは別に配置します。)

2 受入れの要件等

(1) 受入れの要件

医療的ケア児の受入れにあたっては、次の事項をすべて満たすことを要件とします。また、児童の症状や入所希望施設の状況等によっては受け入れできない場合があります。

- ① 病状が安定しており、集団での保育を実施することが適切であると認められること。
- ② 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。
- ③ 児童の病状や医療的ケアに関する情報が、保護者と保育所等との間で共有でき、必要に応じて主治医からの情報を受け取ることができること。
- ④ 保護者の就労等の理由により、保育を行うことが必要であると認められること。
(保育園・認定こども園保育利用の場合)
- ⑤ 保育所等における安全な受け入れ体制が整えられていること。

(2) 対象児童の年齢

3歳児クラス以上を基本とします。

3 受入れ体制

(1) 入園時期は、4月1日を基本とします。

(2) 実施園は、岡山市立保育園・認定こども園・幼稚園とします。

(3) 実施園における受入れ人数は、原則1名とします。

(4) 受入れ時間

・ 保育園・認定こども園（保育利用）

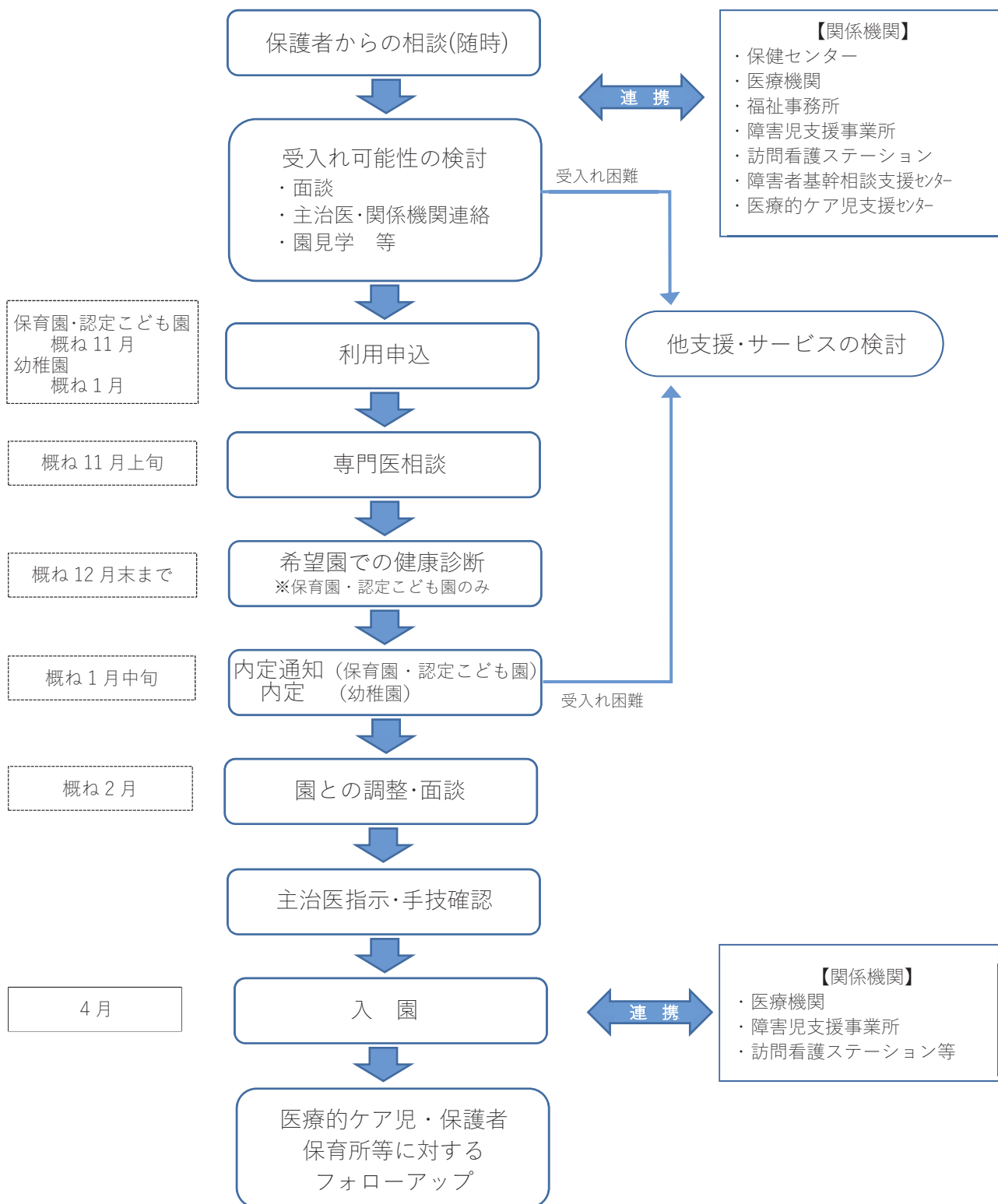
原則、平日（月～金）9：00～17：00の範囲内において、保護者が保育を必要とする時間とし、医療的ケア児や保育所等の状況を踏まえ、保護者同意のうえ決定します。

・ 幼稚園・認定こども園（教育利用）

通常の教育時間とし、医療的ケア児や幼稚園の状況を踏まえ、保護者同意のうえ決定します。

第2 相談から入園までの流れ

1 基本的な手続きの流れ



2 事前相談

(1) 保護者は、主治医に保育所等の利用の可否について確認するとともに、必ず利用申込み前に、幼保運営課の「医療的ケア児・病児等相談窓口」に連絡し、事前相談をします。

必用に応じて、希望園の見学を行います。

(2) 幼保運営課「医療的ケア児・病児等相談窓口」の対応内容

- ・対応できる医療的ケアの内容や利用申込み方法・手続き、留意点等について説明します。
- ・保護者の同意を得て、関係機関に意見を求め保育所等での安全な受入れが可能かどうか検討します。
- ・保護者から希望園の聞き取りを行い、事前見学について保育所等と調整を行います。
- ・保育所等での受入れが困難な場合には、保健所や岡山市障害者基幹相談支援センター、岡山県医療的ケア児支援センターなどの関係機関と連携し、福祉サービス利用など適切な支援へつなぎます。

3 保育園・認定こども園（保育利用）の利用申込みから内定までの流れ

(1) 利用申込み

保護者は、「保育利用ガイド」に記載の必要書類とともに、次の書類を提出します。

- ・様式1「主治医意見書（医療的ケア児用）」（主治医記入）
- ・様式2「心身状況表（医療的ケア児用）」（保護者記入）
- ・様式3「保育所等の利用に関する確認事項及び同意書」（保護者記入）

[提出先] 就園管理課又は福祉事務所

(2) 利用申込みから内定まで

- ・保護者は、必要書類を締め切りまでに提出したうえで、専門医相談及び希望園での健康診断を受けます。
- ・市は、保育利用調整を行い、その結果を保護者に通知します。

4 幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用申込みから内定までの流れ

(1) 利用申込み

保護者は、「教育利用ガイド」記載の必要書類とともに、次の書類を提出します。

- ・様式1「主治医意見書（医療的ケア児用）」（主治医記入）
- ・様式2「心身状況表（医療的ケア児用）」（保護者記入）

- ・様式3「保育所等の利用に関する確認事項及び同意書」(保護者記入)
[提出先] 入園を希望する園

(2) 利用申込みから内定まで

- ・保護者は、必要書類を締め切りまでに提出したうえで、専門医相談及び希望園での面接を受けます。認定こども園希望の場合は、あわせて希望園での健康診断を受けます。
- ・市は、専門医相談や面接結果等をもとに、利用の可否を決定します。
- ・定員を超える場合は、抽選による選考を行う場合があります。

5 内定から入園までの流れ

(1) 主治医指示書等の提出

- ・保護者は、次の書類の作成を主治医に依頼し、これらの書類を内定園に提出します。

様式4-1「保育所等における医療的ケアの提供に係る指示書」

様式4-2「医療的ケアが必要な児童の保育のめやす」

様式4-3「食事摂取・水分摂取の介助に係る指示書」

- ・保護者は、様式5「医療的ケアの実施申込書」を内定園に提出します。

(2) 主治医との連絡・面談

- ・市は、保育開始に向けて主治医に連絡し、必要に応じて面談を行い、緊急時の対応や指示書の内容確認等を行います。

(3) 内定園での打ち合わせ

- ・市は、保護者から提出された上記書類に基づき、内定園において保護者や医療的ケア担当看護師を交えて打合せを行い、入園に向けての具体的な事項について確認します。

(4) 医療的ケア実施計画書・医療的ケア実施通知書

- ・保護者は、医療的ケア担当看護師が作成した様式6「医療的ケア実施計画書」を確認し、内定園に提出します。
- ・市は、提出された様式6「医療的ケア実施計画書」に基づき、様式7「医療的ケア実施通知書」を保護者に送付します。

第3 入園後の医療的ケアの継続等について

1 入園後の医療的ケアについて

就学前の児童は、心身の状況等によって支援を必要とする内容が大きく変化する場合があります。医療的ケアにおいても、児童の成長に伴って自分でできる範囲は行えるようにするなど、成長や育成への配慮から医療的ケアの内容が変わることがあります。

市は、保護者及び主治医等に医療的ケアの内容等について確認を行い、随時対応します。

2 入園後における医療的ケアの内容変更

(1) 医療的ケアの実施の内容が変更になった場合、保護者は改めて医師の指示書等を提出します。

(2) 市は必要に応じて主治医等に内容を確認し、医療的ケアの継続等について検討します。

※ ガイドライン第1 基本的事項における「医療的ケアの内容」や「受入れの要件」を満たさなくなった場合は、原則として退園となります。

(3) 医療的ケアを終了する場合、市は児童の健康状態等を確認し、終了後は通常の保育・教育利用に変更となります。

第4 安全な受入れ体制について

1 医療的ケア児の保育に係る保育所等の役割

- (1) 児童の心身の状況、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握します。
- (2) 医療的ケア児が、快適で安全に過ごせるよう保育環境を整えます。
- (3) 児童の発達過程と個人差に配慮して集団保育を行います。
- (4) 児童に適切な生活環境や遊びを提供します。
- (5) 登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等を行います。
け止め、保護者を支えるよう努めます。
- (6) 必要に応じて関係機関と連携します。

2 実施環境の整備

- (1) 市は、適切な環境において医療的ケアを提供できるよう、衛生面、安全面、児童のプライバシー等に留意し、医療的ケアを実施する場所を整えます。
- (2) 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と保育所等において相互に確認のうえ、衛生的に保管・管理します。

3 緊急時の対応

(1) 体調の急変、けが等への対応

- ・保育所等は、「予想される緊急時の対応」を事前に作成し、児童の状況の変化に合わせて、随時、保護者及び主治医等に内容の確認を行うとともに、緊急時にとるべき行動や役割を明確にしておきます。
- ・保育所等は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、園医及び主治医の協力により保育を実施します。
- ・緊急時は、主治医の指示内容をもとに連携する病院等に連絡を行い、必要な措置を講じます。また、その際には、保護者に連絡します。

(2) 保育所等における感染症の対応

- ・保育所等での感染症対策については、「保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）」に準じた対応を行います。
- ・保育所等は感染症が発生した場合の対応について、事前に保護者を通じて主治医に確認しておき、その内容について保護者と共有しておきます。
- ・保育所等は施設内において、感染症の発生が見られた場合は、保護者へ情報提供し、あらかじめ保護者と共有している内容に沿って対応します。

(3) 災害発生時の安全管理体制

- ・災害時、長時間保育所等で過ごさなければならないことを想定し、災害時の対応について、保護者、主治医及び医療的ケア担当看護師等と事前に確認を行います。
- ・保育所等は、災害時の個人と集団の安全確保について、職員間で医療的ケア児を含めた対応についての共通認識を図ります。

4 職員の研修

子どもの発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努めます。

5 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

保育所等での医療的ケア児の受入れにあたり、主治医から実施手順や緊急時の対応などについて、具体的な指示を受けるとともに、訪問看護ステーションやリハビリなどの医療関係機関と継続的に相談できる協力体制を整えます。

(2) 保健、福祉との連携

保護者同意のうえ、保健センターや福祉事務所、岡山市障害者基幹相談支援センター、岡山県医療的ケア児支援センター、障害児相談支援事業所や障害児通所支援事業所等の関係者と必要に応じて情報共有し、連携しながら支援を行います。

(3) 教育委員会、小・義務教育学校との連携

医療的ケア児の就学に際し、切れ目のない支援を行うために、保護者と教育委員会や学校と連携し、子どもの状況に応じて丁寧な調整を行い、円滑な移行を進めます。

第5 保護者の了承事項

保育所等において、安全に医療的ケア児の保育を行い、医療的ケア児及び保護者が安心して保育所等を利用するために、以下の事項について事前に保護者の了承を得ることとします。

1 医療的ケアの実施

- (1) 「主治医意見書」の内容について、市が主治医から直接意見・助言及び指導を受けることがあること。また、児童の状況や医療的ケアの内容が変わった場合は、改めて主治医の指示書等の関係書類の提出を保護者に求めることがあること。
- (2) 入園に際し必要な診療や文書に係る費用は、保護者の負担となること。
- (3) 児童の病状の変化等により、集団保育ができないと主治医、市が判断した場合や、実施できない医療的ケアが必要となった場合は、原則として退園となること。
- (4) 主治医の指示書に基づいて医療的ケアを実施するため、指示のない医療行為は実施できないこと。

2 体調管理及び保育・教育の利用中止等

- (1) 医療的ケアの内容の見直しに関わる情報（主治医の意見や健康状態の変化など）は、速やかに在籍園に伝達すること。
- (2) やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護師が不在の場合には、保護者が実施するか、保育の利用ができないことがあること。
- (3) 医療的ケアの実施に必要な機器・器具、消耗品等は保護者が用意し、点検及び整備を行うこと。
- (4) 登園の際には児童の体調を把握し、体調が悪い場合は保育を利用しないこと。また、登園後の体調不良等に対して、お迎えをお願いすることがあるので、必ず連絡が取れるようにしておくこと。
- (5) 集団保育では、感染症にかかるリスクが高くなることが予想されるため、在園児が一定数以上感染症にかかった場合は、保育所等からの情報により登園判断を保護者の責任で行うこと。また、保育所等の判断で登園を控えていただく場合があること。

3 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 児童の症状に急変が生じ、保育所等が緊急事態と判断した場合やその他必要な場合は、医療機関に連絡を行い、保護者へ連絡する前に救急車を要請し受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者の

負担になること。

(2) 災害発生時には、可能な限り速やかに迎えに来ること。

また災害時用に2日分の医療的ケアに必要な物や薬、食事（経管栄養剤等）を用意すること。

4 情報の共有等

(1) 必要な範囲で主治医との適切な連携や利用療育機関等と情報共有を行うこと。

(2) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施するうえで必要な範囲で、他の在園児や保護者との間で情報共有する場合があること。

5 慣らし期間

児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し保育に参加する場合もあること。

6 その他

上記1～5のほか、保育所等との間で取り決めた事項を遵守すること。

第6 各種様式

主治医意見書（医療的ケア児用）	（様式1）
心身状況表（医療的ケア児用）	（様式2）
保育所等の利用に関する確認事項及び同意書	（様式3）
保育所等における医療的ケアの提供に係る指示書	（様式4-1）
医療的ケアが必要な児童の保育のめやす（3・4・5歳児）	（様式4-2）
食事摂取・水分摂取の介助に係る指示書	（様式4-3）
医療的ケアの実施申込書	（様式5）
医療的ケア実施計画書	（様式6）
医療的ケア実施通知書	（様式7）